

各位

会 社 名 株式会社シー・エス・ランバー 代 表 者 名 代表取締役社長 中井 千代助 (コード番号:7808 東証JASDAQ) 問 合 せ 先 取締役管理本部長 鈴 木 正 裕 (TEL 043-213-8810)

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について平成31年2月26日(火)開催予定の第36期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとしておりますが、予算編成、業績管理を含む当社グループの経営及び事業運営につきまして更なる効率化を図るため、当社の事業年度を毎年6月1日から翌年5月31日までに変更することといたしました。

2. 決算期変更の内容

現 在:毎年11月30日 変更後:毎年5月31日

決算期変更の経過期間となる第37期は、平成30年12月1日から平成31年(2019年)5月31日までの6ヶ月決算となる予定です。また、連結子会社につきましても同様の変更を行う予定であります。

3. 今後の見通し

第36期の業績見通しにつきましては、本日公表の「平成30年11月期第3四半期決算短信」にて公表のとおりであり、また経過期間となる第37期の業績見通しにつきましては、平成31年1月15日公表予定の「平成30年11月期決算短信」にて公表する予定であります。

4. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

決算期(事業年度の末日)の変更、並びにそれに伴う定時株主総会の議決権行使の基準日及 び剰余金配当の基準日の変更に伴い、現行定款第11条、第46条及び第47条につき所要の変更を 行うものであります。また、経過措置として新たに附則を設けることといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更部分)

現 行

(基準日)

- 第11条 当会社は、毎年<u>11</u>月<u>30</u>日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に
- 関する定時株主総会において権利を行 使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、 取締役会の決議によって、あらかじめ公 告して、一定の日の最終の株主名簿に記 載または記録された株主または登録株 式質権者をもって、その権利を行使する ことができる株主または登録株式質権 者とすることができる。

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年<u>12</u>月<u>1</u> 日から翌年11月30日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第47条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる 事項を定めることができる。
- 2 当会社は、毎年<u>11</u>月<u>30</u>日または<u>5</u>月<u>31</u>日 の最終の株主名簿に記載または記録さ れた株主または登録株式質権者に対し、 金銭による剰余金の配当(以下「配当金」 という。)を行う。

変 更 案

(基準日)

- 第11条 当会社は、毎年<u>5</u>月<u>31</u>日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、 取締役会の決議によって、あらかじめ公 告して、一定の日の最終の株主名簿に記 載または記録された株主または登録株 式質権者をもって、その権利を行使する ことができる株主または登録株式質権 者とすることができる。

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年<u>6</u>月<u>1</u> 日から翌年<u>5</u>月<u>31</u>日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第47条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる 事項を定めることができる。
- 2 当会社は、毎年<u>5</u>月<u>31</u>日または<u>11</u>月<u>30</u>日 の最終の株主名簿に記載または記録さ れた株主または登録株式質権者に対し、 金銭による剰余金の配当(以下「配当金」 という。) を行う。

現 行	変更案
3 当会社は、会社法第459条第1項各号に	3 当会社は、会社法第459条第1項各号に
掲げる事項を株主総会の決議によって	掲げる事項を株主総会の決議によって
は定めない。	は定めない。
(新設)	<u>附則</u>
	<u>(経過措置)</u>
	平成31年2月26日付改定により第46条
	(事業年度) に規定する当会社の事業年度
	が変更されたことに伴い、平成30年12月1日
	から始まる事業年度は、平成31年 (2019年)
	5月31日までの6カ月間とする。なお、本
	条は、平成31年(2019年)6月1日をもつ
	てこれを削除する。

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成31年2月26日 (予定)定款変更の効力発生日平成31年2月26日 (予定)

以上